

いいよ、いいよ、ドクターヘリが 幌延の空を飛びます

ドクターヘリは、重症患者が発生したときに、救急専門医と看護師を乗せて現場へ向かい、その場で治療をし、搬送することが出来る医療専門ヘリコプターです。

平成19年6月に「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（通称「ドクターヘリ法」）が成立したことを受け、厚生労働省と都道府県の補助に



より、全国でドクターヘリが運行されています。

北海道内では、平成17年に道央圏に1機導入されましたが、このドクターヘリ法の成立を受け、平成21年度から道東圏と道北圏にも導入されることになりました。

道北圏では、旭川市を拠点に利尻、礼文を含む道北圏一帯の55市町村をカバーします。ドクターヘリは、半径100km圏内を給油なしで往復することが出来ますが、稚内などには片道200kmを超えてしまうことになり、幌延町まででも145kmあることから、給油用の中継点を設けて対応することになっています。

いつから運行するの？

運行の開始時期は、今年10月初旬を目指して作業が進められています。

運行にかかる費用については、ヘリの運行経費、搭乗する医師、看護師の人件費は国と道の補助金でまかなわれます。補助対象外となるヘリの格納庫建設費の一部を関係市町村で負担することとしており、幌延町の負担額は12万2千円を予定しています。

ヘリの出動は、土・日・祝日を問わず毎日可能で、概ね午前8時30分から午後5時までとなります。これは、日没までに基地となる病院へ帰還しなければならぬため、時

間は季節により多少変動します。

どんなときに 出動するの？

ドクターヘリの出動要請は、基本的には消防機関の判断により、基地病院である旭川赤十字病院に要請することになります。緊急を要する重症患者を対象としているため、町民からの要請だけでは出動はしないことになっています。

出動要請をする基準は、
● 生命の危険が予想されるとき

● 重症熱傷、重症多発外傷、四肢切断等の救急疾患

● 救急現場で医師の緊急

処置が必要なとき

● 重篤疾患で、搬送に長時間を要することが想定されるとき

● 各地域の医療機関から高次の医療機関への救急搬送
などです。

ヘリは時速200kmで、医師・看護師・操縦士・整備士が乗り込み、機内には心電図モニターや人工呼吸器、薬品類などが搭載されています。幌延町までは旭川の赤十字病院から45分程度で到着することになります。

ドクターヘリへの

期待と課題

救急現場へ医師と看護

